

## 目 次

<a href="#">第 90 回例会・勉強会の報告</a>	P. 1
別紙 1 <a href="#">事務局報告</a>	P. 2
別紙 2 <a href="#">政治の現況について</a>	P. 4
別紙 3 <a href="#">読者のひろば</a>	P. 8
<ブログ> <a href="#">当会ホームページへの投稿</a>	P. 10

---

## [第 90 回例会・勉強会の報告](#)

10 月 24 日、都内・三田いきいきプラザにて第 90 回例会・勉強会を開催した（参加者 6 名；会員 75 名）。

例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い（[別紙 1](#)）、続いて政治の現況を草野委員が報告し（[別紙 2](#)）、その後、柳澤委員が緊急警告 056 号「教科書への政府介入を許すな」（ニュース 94 号掲載）について要旨を説明した。勉強会は「第 49 回衆議院選挙をめぐる情勢と課題」をテーマに議論した。

事務局報告では福田代表から、①来信の紹介、②受贈本 2 点、『私は平和の中で生きたい——安民法制違憲訴訟・宮崎原告の陳述書集』と合田寅彦著『非戦の国防論—憲法 9 条を活かした安全保障戦略』の紹介、③緊急警告 056 号の発出、④ホームページ掲載のブログ 3 件、などが報告された。この報告の質疑応答で、「国防論」に関連し、「非戦の意義、外交の重要性」が再確認された。また、10 月 18 日コロナ感染に伴う合併症で死去したパウエル元米国務長官のイラク戦争開戦の大義と汚点をめぐる国連演説を高く評価するマスコミ報道に対して、「非常に一面的である。リベラルと言われたパウエルは極右に押されてイラク戦争を始めた。同時に日本は憲法を蹂躪し戦争への一歩を踏み出した。日本のマスコミにはその反省がない」との意見が出された。

政治の現況報告では草野委員から、「全米市長会議の核禁条約を求める決議は画期的なものである」「自民党総裁選における首相の首のすげ替えで内閣支持率がアップし自民党が息を吹き返した。ここに自民党の底力がある」「最高裁判官国民審査は官僚裁判官に×を」などについての論評があり、総選挙情勢については今回の勉強会のテーマとして議論していきたい旨の要請があった。

緊急警告 056 号「教科書への政府介入を許すな」については柳澤委員から、「従軍慰安婦や強制連行の記述の削除や変更は歴史の修正であり、国は教科書に介入すべきではない」「すべてが強制連行、強制労働でなかったとしても、その表現自体を否定することは論外である」との点が強調された。また、教科書会社が自ら削除・訂正を願い出たかに装ったものを「検閲には当たらない」として合憲判断を下した最高裁判決（1997.8.29）の現状は早急に改められなければならない、との点も全体で確認された。なお、緊急警告本文の「朝日新聞が吉田清治氏発言を否定した」の「否定」を「撤回」に変更し、本文後半の「1. 1993 年の……」の中の「その不誠実さにはあきれられるほかない。」との記述は削除することを確認した。

勉強会は、毎日新聞と東京新聞の社説及び最高裁判官国民審査「主権者として最高裁に合否の審判を」が追加資料として草野委員から提示され、「第 49 回衆議院選挙をめぐる情勢と課題」について議論した。

草野委員は、「自民・公明は体制選択の選挙にしようとしている」「野党共闘で日米同盟がなくなる」との宣伝が国民に浸透しつつある」「敵基地攻撃論は自民党の専守防衛から大きく逸脱している」「自公は共産党攻撃で立憲を攻撃している。これとどう闘うかが問われている」「維新の躍進と国民民主で改憲勢力が 3 分の 2 を超える危険性がある」「コロナ感染対策と経済の活性化が争点」などの論点を提

起した。

議論は、はじめに「選挙情勢」について意見を出し合い、そのあと「課題」について意見交換するという形で進めた。

「選挙情勢」について、「市民連合の提言でかなり野党は善戦すると思う」「野党共闘の成果は選挙結果にあらわれるはずだ」「野党統一が国民にどう響くか分からない。政権選択というところまで届くのか」「共産党は怖いという流れが作られている」「立憲はもう少し他の野党に協力すべきではないか」「自民党は共産党との共闘で立憲批判を繰り返している」「甘利幹事長の発言は政策なしの立憲批判でフェイクニュースそのもの」「マスコミの分析も割れ、情勢は票を開けて見なければ分からない」、などの意見が出された。

課題について、「消費税 5%は実現できるのか」「法人税優遇を廃止すれば 5%減税で経済は活性化する」「特別国債発行は必ずしも是とは言えない」「このままでは国家財政は破綻するという財務次官が左右から批判されている」「インフレコントロール、外貨能力があれば国家財政が破綻することはない」「インフレ拡大、スタグフレーションの危険はある」「GDP の 60%は内需。内需拡大のためにも減税を」「野党共闘には立憲の柔軟性が必要」「中国・北朝鮮の動きから連想される共産党に対する恐怖心はいまだにある」「自民党には公明・維新・国民という補完勢力が控えている」「れいわ新選組のような新しい勢力が生まれてくるような共闘と競争が野党には必要」「感染拡大が下火となり検査、隔離、自宅放置など自公政権のコロナ対策の総括がなしくずしの状態である」「自由と人権を抑制するワクチンパスポート、陰性証明提示などで感染防止とはならない」「検査、隔離、治療の医療体制の確立が感染対策の基本だ」他、多様な意見が出され活発な討議となった。

なお、11月の勉強会は直近の政治課題をテーマに開催する予定である。

---

## <別紙 1> [事務局報告](#)

※ 郵送費節約のため、メール受信が可能な方はアドレスをご一報下さい。

福田玲三（事務局）

### 1) 来信 三鷹事件再審を支援する会・事務局より

9月8日、三鷹事件再審を支援する会、三鷹事件の真相を究明し、語り継ぐ会、日本国民救援会の代表は、再審開始決定を求める署名を、東京高裁第五刑事部に提出しました。

第一次提出分は個人署名、18539筆、団体署名499団体となりました。たくさんの署名へのご協力ありがとうございました。（その後到着したものは第二次分として提出します）。

この取り組みに続き9月16日に、三鷹事件再審請求の三者協議が開催されました。

冒頭、審理が継続している東京高裁第五刑事部の裁判長が、伊藤雅人氏に代わったとの挨拶がありました。8月末に提出された検察側意見書に対して、弁護側が10月末までに反論の意見書を提出したい旨の意向を伝え、実質的な協議は次回以降に持ち越されました。

弁護団は、鉄道工学の第一人者・曾根悟東京大学名誉教授の再度の意見書を含め、検察側のすべての意見に反論を加えるため精力的に準備を進めています。

協議中、高見澤弁護団長より、多くの署名が届けられたが見ているかと問うと、裁判長らがうなずいたとのこと。署名に込めた思いは伝わっています。

引き続き署名を継続するとともに、再審支援の取り組みを強化してまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。（9月28日）

### 2) 受贈本の紹介

#### ①『私は平和の中で生きたい——安保法制違憲訴訟・宮崎原告の陳述書集』

本書は「安保法制違憲訴訟みやぎの会」の第1審が終了したことを機会に、原告らが宮崎地方裁判所に対して提出した103通の陳述書をまとめて上梓したものである。

103通は出生年で時代別に分類され、戦前生まれが29通、戦中17通、戦争直後26通、高度成

長期 15 通、その後の世代 16 通、うち女性が 40 通と 4 割近くを占め、母親として明るい未来を切望している。

戦前、戦中世代はもとより、若い世代でも生活のなかから平和への熱い願いを述べており、心強いかぎり。(安保法制違憲訴訟みやざきの会・編著、鉦脈社刊、2021 年刊、2700 円)

## ② 合田寅彦著『非戦の国防論—憲法 9 条を活かした安全保障戦略』

本書の白眉は、第 8 章『丸腰』国防のユニークな戦略」、第 9 章「在日米軍基地および自衛隊駐屯地の完全撤廃」、第 10 章「自衛隊が生まれ変わった！」にある。

第 8 章では 5 兆円の防衛費を削って国内の耕作放棄地を復活させ、それによって増産される米を北朝鮮や世界の難民に毎年無償で提供する構想が示されている。その段取りは手堅い数字を挙げて、不安視されているわが国の食糧安保の確保もかねて、説得的に展開されている。それによって、「使うか使わないか分からない自衛隊の各種武装機器に代わる立派な国防の役目を、お米が果たすことになる」のだ。ここには日本のあるべき国防の大胆でユニークな進路が提示されている。

第 9 章では日米安保条約を破棄する際の様々な現実的な課題が挙げられており、そのときに必須の国民運動の展開も提起されている。そして第 10 章には戦闘装備を解かれる自衛隊員の魅力的な活用方法が提案されている。希望者は当会に申し込まれたい。(あけび書房、2021 年刊、1600 円)

3) 緊急警告 056 号「教科書への政府介入を許すな」の発出。護憲の会ニュース 94 号に掲載。

4) 当会ホームページへのブログ投稿 3 件

※ ①は <https://kanzengoken.com/?p=6602#more-6602> を、②と③は下記の<ブログ>を参照

### ①「検察官調書」(検察官捜査)は必要か？(後藤富士子) 8 月 23 日

「警察官調書」の任意性を否定し、かえって任意性の疑われる「検察官調書」が証拠とされていることについて、「袴田事件」と「三鷹事件」の例を引き「不正義」と論断。

### ②「公権力の行使」と「法の支配」—「司法権の優越」の原理(後藤富士子) 10 月 5 日

スリランカ人 2 名に対する入管の対応が不法と判定されたことについて、行政権に対する司法権の優越を確認。また布川事件の国賠判決が「警察官の取調」を違法と認定したことに関連して、公務員の違法な権力行使には個人責任を問うべきと追及する。

### ③「裁判では違憲判断相次ぐ」(柳澤 修) 10 月 6 日

「裁判官が違憲判断をすることに躊躇せず、真剣に取り組んでいる良い傾向」として、以下の判例を紹介。

- ・入管行政について(東京高裁/9 月 22 日)
- ・職業選択の自由について(岐阜地裁/10 月 1 日)
- ・教職員の残業代について(さいたま地裁/10 月 1 日)

## 5) 集会の案内

■週刊金曜日南部読者会 問合せ: 090・6711・9251(杉本) 当日は 070-5460-6652(松島まで)

11 月 26 日(金) 18:00~20:30 大田区消費者生活センター第 4 集会室(JR 蒲田駅 東口 5 分)

\*10 月は読者会創設 12 周年で映画『ショックドクトリン』を上映、その後の議論をご紹介します:

- ・1973 年のチリの軍事クーデターの背後にアメリカの画策があったことは知っていたが、新自由主義に基づく経済政策まで用意されていたとは知らなかった。アメリカは周到にクーデターを準備していたことが分かった。
- ・戦後、アメリカが占領した国でアメリカの思い通りに統治が進んでいるのは日本だけである。ベトナム、イラン、フィリピン、イラク、そしてアフガニスタンといずれも失敗している。欧米型の近代合理主義を押し付けても、反発を買うだけである。
- ・最近アメリカがキューバに圧力をかけ、経済的に困窮させている。皆さんの支援をお願いしたい。

- ・アメリカと対等に付き合えなければ、日本の将来はない。そのためには、憲法や政府よりも上にある日米合同委員会を廃止すべきである。アメリカに廃止を言える政権が欲しい。
- ・日本維新の会は「維新」を革命のようにとらえているが、明治維新は革命ではなく、クーデターである。
- ・支配階級は江戸時代と同じく武士階級であり、そのイデオロギーが家父長制であり、夫婦同姓である。夫婦別姓はこれの崩壊につながるから、保守派は反対している。

■秋の夜長の講演会 2021 参照：<https://mizuhoto.org/schedule/2770>

来年の参議院議員選挙もがんばりたいと思います。自己責任を押し付け、憲法改悪をすすめる政治に決別し、一緒に愛と優しさにあふれる社会を作っていきましょう。

- ◆プログラム 1. 福島みずほ講演 2. 鼎談<佐高信×神田香織×福島みずほ>  
3. ゲストのリレートークほか

◆2021年11月17日(水) 18:30～

◆星陵会館ホール(千代田区永田町2-16-2) 定員200名 参加費無料

◆要予約: 03-6550-1111、または [mizuho-office@jca.apec.org](mailto:mizuho-office@jca.apec.org) (福島みずほ事務所)

6) 当面の日程

第90回例会・勉強会	10月24日(日) 13:30～16:30	三田いきいきプラザ集会室C
第92回運営委員会	10月31日(日) 13:00～	三田いきいきプラザ講習室
シリーズ12号編集会議	11月23日(火) 13:30～16:30	新橋ぼるーん203号室
第91回例会・勉強会	11月28日(日) 13:30～16:30	新橋ぼるーん205室
第93回運営委員会	12月5日(日) 13:00～	三田いきいき集会室B
第92回例会・勉強会	12月26日(日) 13:30～16:30	三田いきいきプラザ集会室A
第94回運営委員会	1月9日(日) 13:00～	未定

<別紙2> [政治の現況について](#)

(1) 主なニュース一覧(2021/9/21-10/20)

- \*東京高裁、難民認定の裁判前に強制送還は違憲判決(2021/9/22)
- \*自民党新総裁選、決選投票の結果岸田文雄氏が新総裁に(2021/9/29)
- \*新型コロナ 緊急事態宣言・まん延防止措置 全面解除(2021/10/1)
- \*菅内閣総辞職。衆院本会議、岸田文雄氏を第100代首相に選出(2021/10/4)
- \*岸田内閣支持率 朝日45%、読売56%、毎日49%(2021/10/5)
- \*海自護衛艦、台湾東側海域で米英空母と共同訓練(2021/10/5)
- \*岸田首相、衆参両院の本会議で所信表明演説(2021/10/8)
- \*名古屋高裁、愛知県警が沖縄に機動隊派遣したのは違法判決。賠償命令(2021/10/8)
- \*衆議院が解散、総選挙へ 19日公示、31日投票(2021/10/14)
- \*全米市長会議、米政府に核禁条約を歓迎し核廃絶に向けた行動を求める決議(2021/10/16)
- \*最高裁裁判官 国民審査告示、15人中11人が対象。衆院選と同時投票(2021/10/19)

(2) 新聞社説、ニュース記事 (議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載)

①朝日新聞 DIGITAL 2021年9月22日 ニュース記事

**難民認定の裁判前に強制送還は違憲 原告弁護団「裁判所が鉄槌」**

難民不認定の処分を通知された翌日に強制送還されたため、処分取り消しを求める訴訟が起こせなかったとして、スリランカ国籍の男性2人が1千万円の賠償を国に求めた訴訟の控訴審判決が22日、東京高裁(平田豊裁判長)であった。判決は出入国在留管理庁側の対応について「司法審査の機会を奪った。憲法32条で保障する裁判を受ける権利を侵害した」と認め、計60万円の支払い

を命じた。

原告側によると、外国人の送還手続きをめぐり違憲判断が出るのは初めて。一審・東京地裁判決は2人の請求を棄却しており、原告の逆転勝訴となった。

難民不認定の処分に対しては、国に異議（審査）を申し立てることが可能で、申し立て中は送還されない。申し立てが棄却されても司法の判断を求めて訴訟を起こすことができる。

判決によると、2人は2014年12月、収容を一時停止する「仮放免」の継続を東京入国管理局に求めたが、認められずに収容。難民不認定への異議申し立てが棄却されたと知らされ、提訴に向け弁護士に連絡したいなどと訴えたが、翌日に強制送還された。

「司法審査の機会、奪うことは許されない」

判決は、国が定めた「難民異議申立事務取扱要領」では、申し立て結果は速やかに知らせることになっていると指摘。今回の棄却決定は2人に知らせる40日以上前に出たことをふまえ、「訴訟の提起前に送還するため、意図的に棄却の告知を送還直前まで遅らせた」と認めた。一審判決は「原告の提訴を妨害する不当な目的はない」としていた。

また高裁判決は、事前に知らせると逃亡され送還が妨害される可能性があるとの国の主張に対し、「抽象的な可能性にとどまる。送還直前の告知に合理性はない」と説明。原告の難民認定手続きが濫用（らんよう）的だとする国の訴えについても、「申請が濫用的か否かも含めて司法審査の対象とされるべきだ」と退けた。

そのうえで、「訴訟を起こすことを検討する時間的猶予を与えなかった。司法審査の機会を実質的に奪うことは許されない」と入管の対応を批判した。

名古屋高裁では1月、スリランカ国籍の別の男性に難民認定の裁判を起こす機会を与えずに送還した入管の対応について違法性を認めたが、違憲とは判断しなかった。

入管庁は判決後「判決内容を精査し対応したい」とコメントした。（村上友里）

## ②毎日新聞 2021年10月14日 ニュース記事

### 衆院解散、総選挙へ 19日公示、31日投開票 コロナ・経済対策、争点に

衆院は14日午後の本会議で解散され、衆院選が19日公示、31日投開票の日程で実施される。2017年9月28日の安倍晋三首相（当時）による衆院解散以来、約4年ぶりで、投開票日が衆院議員任期満了日（10月21日）を越えるのは現憲法下で初。今月4日に就任した岸田文雄首相は、自身の経済政策「新しい資本主義」や新型コロナウイルス対策などに関し、早期に国民に信を問う必要があると判断し、月内の衆院選に踏み切る。

## ③朝日新聞 DIGITAL 2021年10月15日

### 【社説】4年ぶり衆院選へ 民意に託された政治の再生

新政権発足からわずか10日、岸田首相が衆院を解散した。31日の投開票まで17日間という異例の短期決戦である。

日本の民主主義を深く傷つけた安倍・菅両政権の総括のうえに、政治への信頼をどう取り戻すか。少子高齢化など直面する課題への処方箋（しょほうせん）や、「コロナ後」も見据えた将来のビジョンをどう描くか。与野党は明確な選択肢を示して、有権者の審判を仰がねばならない。

#### ■疑似政権交代の限界

振り返れば、これまでの展開は異例づくめだった。

新型コロナ対応で国民の信を失った菅前首相が退陣を表明したのは、衆院議員の任期満了まで残り1カ月半というタイミング。4氏が立候補した自民党総裁選は、不人気な首相に代わる「選挙の顔」選びとなったが、大半の派閥が事実上の自主投票を決めたこともあり、「本命」は定まらず、決選投票を経て首相の当選が決まった。

安倍・菅政権の異論を排除する強権的な手法や「説明しない政治」への批判が高まる中、「聞く耳」や「丁寧な説明」を売りにする首相を担ぎ上げたことは、この党がかつてみせた、党内での「疑似

政権交代」を思い起こさせた。

60年安保闘争で社会の分断を広げた岸信介の後は、経済重視で「寛容と忍耐」を掲げる池田勇人に。金脈問題で退陣した田中角栄の後は、「クリーン三木」と言われた三木武夫に。「新しい資本主義」を看板に、分配を重視する首相の姿勢は、政治手法のみならず、政策面でもこれまでの路線の転換をめざしているようにもみえた。

しかし、その後の党や内閣の人事、臨時国会での所信表明演説と各党の代表質問に対する答弁をみる限り、転換よりも「継承」に近いと言うほかない。「安倍1強」体制が長く続き、党内から多様性が失われた自民党の限界が示されたといえる。

#### ■「安倍・菅」総括の時

首相はゆうべの記者会見で、今回の衆院選を「未来選択選挙」と命名した。確かに、次の4年間の政権運営を誰に託すのかを選ぶ場であることに間違いはないが、その前提として、現在の与党のこれまでの実績は厳しく評価されねばならない。だが、自民党の総裁選では、安倍・菅政権の負の側面が吟味されることはなかった。

首相には、森友・加計・桜を見る会といった、安倍政権下の疑惑を清算しようという意思はみられない。時の権力者に近い者が特別扱いされたのではないかという一連の問題は、政治や行政の公平・公正に対する疑念を招き、統治機構に対する信頼を著しく損なうものだった。これこそ、首相がいう「民主主義の危機」ではなかったのか。

首相は菅政権が拒んだ日本学術会議の会員候補6人の任命にも応じない。長年維持されてきた法解釈を、ろくな説明もないまま一方的に変更するという、安倍・菅政権で繰り返された振る舞いを是認するに等しい。

この臨時国会で、一問一答形式で議論を交わす予算委員会の開会に応じるかどうかは、安倍・菅政権の国会や野党を軽視する姿勢を改める試金石だったが、首相が選んだのは早期の衆院解散だった。投開票日を想定より1週間前倒したのは、ぼろが出ないうちにという党利党略とみられても仕方あるまい。

政策面でも、安倍・菅政権との違いはあいまいになるばかりだ。総裁選の公約で分配政策の柱としてあげた金融所得課税の見直しは早々に先送りされ、外交・安全保障政策や改憲へのスタンスは、安倍元首相に近いといっている。

#### ■問われる野党の実力

野党第1党の立憲民主党は、選択的夫婦別姓制度の早期実現や金融所得課税の強化を含む格差是正策、森友・加計・桜を見る会問題の真相解明など、自民党との違いを意識した政策を掲げる。長らく「1強多弱」といわれ、安倍・菅政権の横暴に十分な歯止めをかけられなかった野党にとって、今回の衆院選はまさに正念場である。

4年前は最大野党の民進党が、公示直前に立憲と希望の党に分裂し、野党系候補の乱立を招いた。今回は「市民連合」の仲立ちで、立憲、共産、社民、れいわ新選組の野党4党が「共通政策」に合意。全国の289の小選挙区のうち、200以上で、国民民主を含めた野党5党の候補者が一本化される見通しとなった。

共産、社民、れいわ新選組は、先の首相指名選挙で立憲の枝野幸男代表に投じた。野党連合の形が明確になり、多くの選挙区で、自民、公明の与党連合との1対1の構図ができたことは、有権者にとって、わかりやすいといえる。

ただ、野党の共通政策には、具体像や実現に向けた手順が示されていないものもある。共産党との協力をめぐっては、立憲と国民民主の間に考え方の違いもある。有権者の心をつかみ、共闘の実をあげられるか。短期決戦の中で真価が問われる。

#### ④読売新聞 オンライン 2021年10月15日

##### 【社説】衆院解散 政権の安定選ぶか転換図るか

◆困難な課題への処方箋を競え◆

発足間もない岸田政権に信任を与えるか、共闘を強める野党に政権を担わせるか。重要な選択の機会である。

衆院が解散された。4年ぶりとなる衆院選は19日に公示され、31日に投開票を迎える。

与野党は、日本の将来像を明確に描き、懸案を解決するための処方箋を示してもらいたい。

この4年間、日本は次々と新たな課題に直面したが、政治は、必ずしも有効な手立てを講じてきたとは言えない。

#### ◆コロナと経済論じたい

新型コロナウイルスの流行は、経済や社会に深刻な打撃を与えた。感染再拡大を防ぎつつ、経済活動をどう再開させていくか、戦略的な対応が必要になる。

経済の実力を示す潜在成長率は諸外国に比べ、低迷が目立っている。格差を縮小すると同時に、成長率を引き上げ、所得を向上させていかねばならない。

東アジアの安全保障環境は厳しさを増している。軍事、経済両面で台頭する中国の覇権的な行動を抑制し、自由で開かれた国際秩序をどう維持するか。日本が担うべき役割は大きい。

こうした山積する課題に迅速かつ適切に対処するためには、どのような政権が望ましいか。その選択が最大の争点である。

岸田首相は記者会見で「すべての国民が成長の果実を享受できる新しい資本主義をつくる」と語った。与党で衆院過半数の233議席獲得を勝敗ラインに挙げた。

自民党は、安倍元首相の下で国政選挙に6連勝し、長期政権を築いた。だが、後継の菅前首相は1年あまりで退陣した。岸田首相が国民の審判を経て、安定政権を構築できるかが問われる。

自民党は公約で、コロナ禍で病床が逼迫ひっばくした反省を踏まえ、「感染症有事」における司令塔機能を強化することなどを掲げた。ワクチン接種証明の活用や飲み薬の普及を進めるとしている。

公明党も、コロナの国産ワクチンや治療薬の開発を主張する。

首相は、小泉改革以来の新自由主義的な政策を修正し、「新しい資本主義」を実現するという。9年近くにわたった安倍、菅両政権の負の側面を改める意図もあるのだろう。その道筋をより具体的に論じてもらいたい。

#### ◆対立軸をより具体的に

立憲民主党は、コロナ対策について「感染者数がリバウンドしないレベルに十分下がるまで」という目標を示し、検査や水際対策を抜本的に強化するとした。

与党がコロナ対策と経済・社会活動との両立を重視するのに対し、感染抑止をより徹底すべきだという考えなのだろう。

「1億総中流社会の復活」を目指し、消費税や所得税の減税など、分配重視の政策を打ち出した。

格差の拡大を問題視し、中間層への分配を強化して消費を喚起しようとする点では、自民、立民両党の政策には共通点がある。

だが、首相が「成長なくして分配ができるとは思わない」と語るのに対し、立民の枝野代表は「出発点は適正な分配だ」と違いを強調する。

自民党は、これまで功を奏さなかった成長戦略をどう推進していくのか、説得力をもって説明すべきだ。

立民は、政権を担おうとする以上、財政にも責任を持つ姿勢が必要である。民主党政権は2012年、自民、公明との3党で、困難な消費増税に合意した。社会保障の安定財源である消費税の引き下げを安易に語るのには疑問だ。

立民は、共産、れいわ新選組、社民との4党で、市民団体を介し、「安保関連法の違憲部分廃止」などの政策協定を結んでいる。

共産党は、22の小選挙区で公認候補を取り下げた。200以上の選挙区で4党と国民民主党の候補が一本化されたという。

#### ◆野党共闘への評価は

かつての野党は、無党派や中間層の支持拡大を狙い、「非自民・非共産」勢力の結集を目指した。野党第1党の立民が共産党と選挙協力することで、支持が広がるかどうか注目される。

国民民主党は政策協定には加わらず、積極財政への転換を訴える。日本維新の会は、改革に取り組む姿勢をアピールする方針だ。

北朝鮮のミサイル発射や、中国による尖閣諸島周辺の領海侵入などにどう対処するかも、現実的に論じなければならない。

立民は日米同盟基軸を掲げるが、日米安保条約廃棄を主張する共産党との協力を矛盾はないか。丁寧な説明が不可欠となろう。

#### ④産経新聞 THE SANKEI NEWS 2021年10月15日

##### 【主張】衆院の解散 政権の性格も判断材料だ

衆院が解散され、事実上の選挙戦が始まった。政府は臨時閣議で「19日公示、31日投開票」の日程を決めた。

解散から投開票日までは17日間で、戦後最短の決戦となる。10日前に発足した岸田文雄政権の信を問うものでもある。

各党は国民の前で信ずる政策を大いに論じてほしい。

今回の衆院選の最大の特徴は、日本が文字通り危機にある中での国政選挙という点だ。危機を乗り越えるために、選挙後の政権には具体的政策を断行してもらう必要がある。衆院選が政権選択選挙であるという性格が今ほど痛感されるときはない。

中国・武漢から広がった新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的大流行）の下での初めての解散総選挙である。新型コロナ禍を克服したい。

病床やワクチン、治療薬などの医療提供体制や効果的な人流抑制策を用意して、第6波を警戒しなくてはならない。新たな変異株や未知の感染症襲来にも対応できる体制構築も欠かせない。

新型コロナに日本経済や国民の暮らしは痛めつけられた。コロナ禍や少子化の負の影響を打破し成長や所得再分配を実現する具体的な政策を論じてもらいたい。

安全保障も重要だ。中国軍機が最近、わずか5日間で延べ150機も台湾の防空識別圏（ADIZ）に進入した。北朝鮮は新型ミサイルを相次いで発射した。地域の平和と安定を乱すものだ。

外交努力は当然だが、「力（軍事力）の信奉者」である中国、北朝鮮を抑止するには、防衛努力も欠かせない。そのための具体的な方策を論じないようでは国民の命と財産を託せない。

自民党の甘利明幹事長は「われわれの自由民主主義の思想のもと運営される政権と、共産主義（の思想）が初めて入ってくる政権とどちらを選ぶのか」と語った。

立憲民主党は共産党と「（共産による）限定的な閣外協力」で合意し、24選挙区での候補者一本化を含め選挙協力する。閣外協力とは連立政権の一形態である。

共産は、天皇や自衛隊、日米安保体制の最終的な解消を目指している。野党第一党が、共産主義を奉ずる党が関わる政権を目指す衆院選は、日本史上初めてだ。政権の性格も、有権者の判断材料になるのではないか。

---

<別紙3> [読者のひろば](#)（ご意見・情報など、なるべく600字以内で投稿歓迎）

#### ■ 知恵を絞ろう 会員三〇〇名拡大の早期達成に

小久保和孝（札幌市）

“檀家三〇〇”とは古くから商家に伝わる合い言葉である。この始まりは、お寺に墓所を持っていたり、諸仏事を依頼し、布施などによって、そのお寺を援助したり維持に責任を持つ家や、その家の人々を檀家と呼んでいた。“檀”は布施を意味するサンスクリット “dana” の音写である。

商家の丁稚（住み込み無給の年季奉公する少年。雑用や使い走りをし、商人見習でもあった）は、店に出入りする人々の顔や氏名、店との関わりを如何に早く把握できるかが将来の手代（正職員）に昇格させるかの評価基準であり、その数が三〇〇であった。



かなり最近まで商社等では、営業担当者の顧客獲得数は目標が三〇〇であったり、また自動車等大型商品の年間販売数が三〇〇に達するものが上席者への抜擢目安であったという。

それはとも角、現代の研究では関連人口が五〇〇万人に達すると国家が形成されるという。一方、組織体は構成員が三〇〇人に達すると社会的機能を持つという。自治体などの首長選挙でも後援者の数は約三〇〇が目安という。

わが「完全護憲の会」の直接のさし迫った会員拡大目標数は三〇〇人であろうか？ 現在会員が七五名だから一人が一年に一人を拡大加入させることが出来れば、単純計算では二年で達成できる数である。

会員三〇〇人達成目標を自分のこととし、知恵を絞る時期に来ている。

(9月1日)

## ■ 軍国主義への回帰は、けっして見過ごすことはできない

福田玲三（共同代表）

当会は1年前の2020年8月15日に、緊急警告044号「専守防衛を否定する敵基地攻撃能力の保有は許さない」を発した。

この警告は次のように結ばれている。

「2003年3月、アメリカはイラクに先制攻撃を仕掛け、イラク戦争が始まる。その時の大義は『大量破壊兵器の存在』であったが、結局大量破壊兵器は見つからなかった。世界最高水準の軍事的情報能力・技術力を持つアメリカでさえ、確実な情報を掴むのは至難の業なのである。……日本にそんな高度な能力は期待できず、時間と金の無駄である。……」

日本の対東アジア外交は、北朝鮮はもちろんのこと、韓国とも戦後最悪の状況と言われ、米中悪化のあおりを受けて、いつ日中関係が悪くならないとも限らない。アメリカ一辺倒の追随外交の故に、東アジア諸国との外交は空白状態が続いている。これを平和的話し合いで改善することこそが、最大の自国防衛であることを政権は認識し、不断の努力を傾注すべきである。『敵基地攻撃能力』という暴挙によって、戦争の惨禍を再び繰り返してはならない。」

さて、去る10月に行われた衆議院選挙で自民党岸田政権の継続が決まったが、その選挙公約として、外交・安保に関連して「弾道ミサイルへの対処能力を進化させ、相手領域内でミサイルを阻止する能力の保有をも含めて抑止力を向上させる」項目を掲げた。高市早苗政調会長の意向が反映されている。

だが敵基地一、二の先制攻撃に成功しても、他の基地からのミサイル反撃を受ければ、原子力発電所を多数かかえた日本はたちまち廃墟に化すだろう。そのような火遊びの結果に慄然とするとともに、あらためて平和憲法にもとづく地道な外交努力の必要なことを痛感せずにはいられない。

思えば、これまで多くの戦争は防衛を口実にしていた。

たとえば、吉田茂首相はかつて次のように国会で答弁した。「自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も抛棄した。……従来近年の戦争は多く自衛権の名において戦はれた」（第90帝国議会衆議院本会議録6号1946年6月26日）と。後に本人はこの発言を取り消すが、ここに述べられていることは真理だ。初心忘るべからず。

年々進む戦前の軍国主義の渦への回帰は憂慮に値し、けっして見過ごすことはできない。

(11月1日)

## ■ You Tube デモリサ TV の新作をお届けします。(森正孝氏より)

\* 「もう一つの戦争のリアルー満蒙開拓団員が語る」

{桜井規順が語るもう一つの戦争}・1回完結

<https://youtu.be/xQRgxWdZgiE>

\* 「沖縄・辺野古からの最新情報!!」—稲葉博が語る—

「辺野古新基地建設の"今"-現地からの最新情報」Part2

<https://youtu.be/Xx9vbETG-EA>

「辺野古新基地建設の"今"-現地からの最新情報」Part1

<https://youtu.be/d4qjZaWO5bA>

## ■「公権力の行使」と「法の支配」－「司法権の優越」の原理

後藤富士子（弁護士）

### 1 行政機関は終審として裁判を行うことができない

9月23日の新聞報道によれば、スリランカ国籍の男性2人が、難民不認定の処分を通知された翌日に強制送還されたため、処分取消を求める訴訟が起こせなかったとして、各500万円の賠償を国に対して求めた裁判の控訴審判決で、「憲法32条で保障する裁判を受ける権利を侵害した」と認め、2人に各30万円の支払いを命じた。これは、行政処分そのものについての訴訟ではなく、公務員の不法行為により生じた損害の賠償を求める国家賠償請求訴訟であり、2人の請求を棄却した1審判決を破棄している。

2人は2014年12月、仮放免更新の定期出頭で東京出入国在留管理局を訪れたところ、その場で、以前から手続していた「難民申請の不認定に対する異議申立て」の棄却を伝えられ、翌日早朝に強制送還された。しかも、その異議棄却決定は40日以上前に出ているのに知らせなかったという。なお、「異議申立て」中は送還されないし、棄却されても司法の判断を求めて訴訟を提起できる。

40日以上前に出ていた棄却決定を知らせなかった点について、1審判決は「原告の提訴を妨害する不当な目的はない」としていたのに対し、控訴審判決は「訴訟の提起前に送還するため、意図的に棄却の告知を送還直前まで遅らせた」と認定した。そして、「訴訟を起こすことを検討する時間的猶予を与えなかった。司法審査の機会を実質的に奪うことは許されない」と入管の対応を批判している。すなわち、1審判決は、「違法な権利侵害」について「故意・過失」を超える「不当な目的」を不法行為の要件にしていることが分かる。

しかし、憲法76条2項は「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない」と規定していることに照らすと、訴訟提起の時間的猶予を与えないこと自体で不法行為は成立すると解される。ちなみに、日本国憲法の司法は、民事事件、刑事事件だけでなく、国民と公権力の間の法的争訟である行政事件についても通常裁判所に属する「司法権」に含まれるうえ、憲法の最高解释权が司法裁判所にある点で「司法権の優越」が採用されている。これは、まさにアメリカ型の司法であり、戦前のドイツ型司法が革命の変革を遂げている。それにもかかわらず、実務運用において、法制度がないがしろにされているのである。

なお、控訴審判決でも、認容される賠償額が極めて低額であるうえ、国家賠償法では公務員個人の責任が問われないため、違法な公権力行使を抑制できずに野放しにされている。結局、「強制送還したもの勝」であり、司法はあまりにも無力である。

### 2 「布川事件」国賠判決 — 違法な取調をさせないために

1967年に茨城県で起きた強盗殺人事件「布川事件」で再審無罪が確定した桜井昌司さんが国と県に対して損害賠償を求めた訴訟において、原告が設定した争点は8項目に及ぶ。このうち、「警察官の取調」を違法とする点で1審判決（2019年5月）と控訴審判決（21年8月27日）は同じである。

判決で認定された警察官の「違法な取調」は、「母親が『早く素直に話せ』と言っている」などと嘘を言ったことに加え、ポリグラフ（嘘発見器）検査で「供述はすべて嘘と判明した」と、事実と異なる内容を伝えたことである。この取調により、桜井さんは「心理的動揺の下、虚偽の自白をした」とし、その取調について「社会的正当性を逸脱して自白を強要する違法な行為」と断罪されている。

このように、何が「違法な行為」かが認定されている以上、その行為主体も特定される。それにもかかわらず、賠償責任は県のみが負い、取調警察官は何らの責めも負わない。国家賠償法1条1項で国や公共団体の賠償責任を規定し、同条2項で当該公務員に故意または重過失があったときに求償権を有するにすぎないとされている。そして、公務員個人に対して賠償請求できないとするのが確立した判例である（昭和30年4月19日第三小法廷判決等々）。

そもそも国家賠償法は憲法17条に基づくものであり、損害賠償により被害の救済が図られることが眼目とされている。そして、公務員が公権力の行使に当り軽過失により違法に他人の権利侵害をした場合、当該公務員の個人責任を問わないことによって委縮による行政の停滞を回避することが立法趣

旨とされている。

しかし、現実の問題になっている公務員の違法な公権力行使は、その違法の重大性、被害の甚大性、さらに被害者感情をも勘案すれば、加害行為者の責任が不問にされることは著しく正義に反する。また、そのような違法な行為が繰り返されないようにするためには、直接、当該公務員に対する賠償請求が認められるべきである。

桜井さんも述べているように、54年も経ってから賠償金をもらうことよりも、「違法な取調」を根絶することの方が切実であろう。(2021.10.05)

## ■ 裁判での違憲判断相次ぐ

柳澤 修

今年の9月から10月初めにかけて、憲法判断に関わる裁判判決が何件か出された。裁判官が違憲判断することを躊躇せず、真剣に取り組んでいく良い傾向ではないかと考える。以下にその判決事例を簡単に記す。

1. 9月22日、東京高裁が難民申請を却下されたスリランカ人男性2人を、決定不服裁判を起す時間を与えずに強制送還したことが、憲法32条の「裁判を受ける権利を侵害した」と判断し、60万円の賠償を命じる。同じスリランカ人女性のウィシュマ・サンダマリさんが名古屋の入管施設で亡くなったことをきっかけに、入管行政に批判が高まった影響も大いにあることは間違いないが、今後はより柔軟な難民認可を期待したい。
2. 10月1日、岐阜地裁が成年後見制度を利用したがために、警備員の仕事をしていた知的障害がある男性が、警備業法の「欠格条項」の規定により失職したのは、憲法22条の「職業選択の自由」に違反するとの判断を示し、警備員の仕事を失った男性に10万円の損害賠償を支払うよう国に命じた。すでに欠格条項は2019年に削除されてはいるが、その法律の違憲性を判断したのは初めて。
3. 10月1日さいたま地裁は、公立小学校教員の男性が県に未払い賃金の支払いを求めた訴訟の訴えを棄却した。ただし、裁判官の付言で「残業代の代わりに月給4%分を一律で支給する」とした教職員給与特措法（給特法）について、もはや教育現場の実情に適合していない。勤務時間の管理システムの整備や給特法を含めた給与体系の見直しなどを早急に進め、教育現場の勤務環境の改善が図られることを切に望む」と述べ、労働基準法に則った法整備に言及した。

最後の教職員の残業代については、給特法の違憲性を判断してほしかったが、異例の付言で、国への警鐘を鳴らした。

### ◆ 当会への入会ご案内（会費は無料） 参照：[https://kanzengoken.com/?page\\_id=6402](https://kanzengoken.com/?page_id=6402)

「完全護憲の会」入会申込書

No. \_\_\_\_\_

氏 名	
ふりがな	
入会年月日	20 年 月 日
メールアドレス	
住 所	〒
電 話 番 号	
入会金（1000）	<input type="checkbox"/> 支払い済み <input type="checkbox"/> 未払い

[目次に戻る](#)